

令和4年度 教育・保育施設に対する安全管理指導計画

1. 目的

令和2年2月に市内教育・保育施設において園児の死亡事故が発生した。こうした事故が二度と起こらないよう、安全管理指導に関する方針を定め、かつ事故防止に継続的に取り組むためにこの計画を作成する。

2. 指導体制

子育て政策課	安心子育て推進室	室長 1名
		保育指導官 1名
		専門企画員 1名
		副主任 2名
		副主任保育専門員 2名
	幼保運営係	係長 1名
		管理栄養士 3名
	子育て総務係	係長 1名
		主任 2名
		会計年度職員 1名

3. 令和4年度 安全管理指導にかかる基本方針

子ども達が心身ともに健やかに育つのは、保護者はもとより地域社会すべての人々の願いである。

子ども達を毎日保育し、その成長を感じることは保育者の最高の喜びであり保育の仕事の醍醐味でありやりがいである。子ども達は保育者を信頼し、心のよりどころとし、一日一日、一年一年成長していく。子ども達が楽しみに集い、様々な学びを得、保育が終わると帰っていく、このような日常の園生活を保育所、こども園、幼稚園はすべての子どもたちに保障しなければならない。子ども達の成長にとって教育・保育施設は安全で安心な場であることは言うまでもない。保育所、こども園、幼稚園において安全安心な保育を保障するために必要なことは、何よりも保育者の子どもを守り育てていこうとする高い安全に対する意識と実践力である。

令和2年に本市で起きた事故を二度と繰り返すことがないように、「松江市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事故検証部会報告書」では市と教育・保育施設に向けて13の提言が行われた。

また、平成28年3月には内閣府、文部科学省、厚生労働省から「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」が通知され、事故防止のための一層の徹底を自治体と事業者に求めている。そし

て保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育保育要領では保育の質の向上のための保育者の研鑽を求めている。

本市においては、未来に生きる子ども達が心身共に楽しい園生活ができるよう提言内容を深く心に刻み、再発防止を徹底する。

4. 令和4年度の重点項目

飲食を伴う教育・保育活動における安全管理の徹底

5. 具体的な取り組み

(1) 令和3年度から実施のチェックシートによる各施設の安全管理状況の調査及び改善策の把握

令和3年度に教育・保育施設を対象としてチェックシートで安全管理の取り組み状況を調査した。今年度も再度チェックシートにより調査・指導を行うとともに、新たな取り組みや改善策を取りまとめて公表し、情報共有する。

(2) 教育・保育施設職員の研修の実施

①教育・保育施設における安全管理に関する研修

教育・保育施設に対する提言について認識を深め、安全安心な保育実践を行うことを目的とする。

・外部講師による講話研修「教育・保育施設における安全管理研修」

②救急救命に関する研修

小児救急について事故発生時やその後の処置及び対応について学ぶことを目的とする。

・市立病院の医師による講話研修「小児救急」

③食の安全に関する研修の実施

誤嚥・誤食、アレルギー、食品の安全等について知識と理解を深めることを目的とする。

・管理栄養士による講話研修

・公立保育所・幼保園調理担当者研修会や松江市保育研究会調理担当者部会等、給食職員が集う場で情報共有や助言等を行う。

④各施設における救急救命研修（実技講習）の実施

施設の全職員が心肺蘇生法とAEDの実技研修を行い、救急救命に関する知識と技術を身に着けることを目的とする。

・各施設での実施状況を調査

・救急救命研修実施機関や関係資料・動画等の紹介

(3) 職員による訪問指導

①保育担当者による通常訪問指導

発達段階や個に応じた乳幼児理解、保育内容、全体的な計画、指導計画、環境構成、安全面での配慮等保育の質の向上を目的とする。

- ・保育観察と保育協議
- ・「チェックシート」による安全管理のチェックと指導

②給食担当による訪問指導

各施設給食担当者の給食提供の安全意識の向上を目的とする。

- ・給食調理や提供の方法の課題への助言
- ・給食の誤飲、誤食についての情報提供と現状把握並びに指導

③園内研修の支援

本報告書で教育・保育施設が園内研修を実施しやすい環境をつくるため、その手法や内容について助言を行う。

- ・なんでも相談—各施設の様々な課題や相談に対する訪問による支援
- ・飲食を伴う行事計画立案への助言や資料の提供
- ・研修の内容や方法の相談対応と助言
- ・講師の紹介等

(4) 監査における重点的な確認・指導の実施

各保育施設等に対して松江市が定期的に行う「監査」において「重大事故の防止・安全対策実施の徹底」を重点指導項目として位置づけ、確認・指導を行う。

(5) 情報提供

各種ガイドライン、注意喚起、情報提供等が施設内全職員で共有されることを目的とする。

- ・「教育・保育施設における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の再周知
- ・国、県等からの情報の発信、室だよりの発行
- ・子どもの命や安全にかかわる通達等の周知方法の工夫

6. 本指導計画の策定と見直し

毎年度本計画の振り返りを行い、改善を図る。